

公益社団法人空気調和・衛生工学会

会員管理規程

平成 24 年 5 月 15 日 理事会制定

平成 27 年 3 月 12 日 理事会改定

平成 28 年 3 月 17 日 理事会改定

令和元年 7 月 19 日 理事会改定

(目的)

第 1 条 本規程は、定款第 5 条第 1 号から 4 号に定める会員管理に関する運営基準等を定めることを目的とする。

(入会)

第 2 条 入会を希望するものは、入会金と入会月に応じた月割り会費を納める。

1 入会金 1,000円

2 年会費

(1) 正会員年会費 10,800円 (4月から翌年3月までを会費年度とする)

[正会員年会費月割り表]

申込締切日	3月末日	4月末日	5月末日	6月末日	7月末日	8月末日
入会適用月	4月入会	5月入会	6月入会	7月入会	8月入会	9月入会
会費	¥ 10,800	¥ 9,900	¥ 9,000	¥ 8,100	¥ 7,200	¥ 6,300
申込締切日	9月末日	10月末日	11月末日	12月末日	1月末日	2月末日
入会適用月	10月入会	11月入会	12月入会	1月入会	2月入会	3月入会
会費	¥ 5,400	¥ 4,500	¥ 3,600	¥ 2,700	¥ 1,800	¥ 900

(2) 学生会員年会費 6,000円 (4月から翌年3月までを会費年度とする)

[学生会員年会費月割り表]

申込締切日	3月末日	4月末日	5月末日	6月末日	7月末日	8月末日
入会適用月	4月入会	5月入会	6月入会	7月入会	8月入会	9月入会
会費	¥ 6,000	¥ 5,500	¥ 5,000	¥ 4,500	¥ 4,000	¥ 3,500
申込締切日	9月末日	10月末日	11月末日	12月末日	1月末日	2月末日
入会適用月	10月入会	11月入会	12月入会	1月入会	2月入会	3月入会
会費	¥ 3,000	¥ 2,500	¥ 2,000	¥ 1,500	¥ 1,000	¥ 500

(退会)

第 3 条 会員が、定款第 8 条により任意退会する場合は、退会月までの会費を完納のうえ、氏名、退会理由を付した文書を届ける。

(再入会)

第 4 条 定款第 9 条による除名者は再入会することができない。

2 定款第 10 条第 1 号による会員資格喪失者は、滞納分の会費を完納し理事会の承認を得て再入会することができる。

(資格変更手続き)

第5条 正会員、学生会員は会員資格に変更がある場合、資格変更手続きを速やかに行う。

(会費の請求時期)

第6条 定款第7条第1項に定める会費（以下、会費という）は下記のとおり請求する。

請求時期	請求対象
前年度2月	すべての会員
当年度の6月	会費滞納1年以上の会員
当年度の9月	会費滞納1年以上の会員
当年度の12月	会費滞納1年以上の会員

(会費滞納者の扱い)

第7条 会員が1年分の会費を滞納した場合は、学会誌の送付、会員専用サイトの利用を停止する。

- 2 会員が2年4か月分の会費を滞納した場合は、定款第10条第1号に定める会員資格喪失者とし、理事会の承認を経て本人にその旨を通知する。

(会員原簿等の保管)

第8条 会員原簿等は主たる事務所に保管する。

- 2 保存期間は以下のとおりとする。
 - (1) 入会申込書原本は永久保存する。
 - (2) その他の書類は5年間保存する。
- 3 会員原簿および会員履歴は電磁的方法により管理する。

(特別会員の推薦基準)

第9条 定款第5条第2号に定める特別会員を理事会へ推薦するにあたり、下記の基準をもとに推薦者を決定する。

- (1) 前会長
- (2) その他
 - 1) 入会経過年数 30年以上（推薦年の3月31日現在）
 - 2) 年齢 満年齢67歳以上（推薦年の3月31日現在）
 - 3) 貢献ポイント 通算45点以上（下表）

役職	ポイント
[本部]	
副会長	6
理事	4
監事	2
代議員	2

[支部]	
副支部長	2
幹事	2
[委員会]	
委員長	2
主査・幹事	1
委員	0.5

(3) 満年齢75歳以上、理事経験が2期以上および顕著な功績があったと会長が認めたときは、会長が理事会へ推薦することができる。

(名誉会員の推薦基準)

第10条 定款第5条第3号に定める名誉会員を理事会へ推薦するにあたり、下記の基準をもとに推薦者を決定する。

- (1) 特別会員として10年以上経過した者（推薦年の3月31日現在）
- (2) 満年齢75歳以上の者（推薦年の3月31日現在）

(特別会員、名誉会員の退会)

第11条 特別会員、名誉会員について住所不明等の理由により会員資格の継続確認ができない場合、翌年度末に定款第8条に定める任意退会扱いとし、理事会の承認を経て退会とすることができる。

なお、本人より会員資格の継続連絡があった場合は理事会の承認を経て退会を取り消す。

(改廃)

第12条 本規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

1 本規程は、平成24年5月15日から施行する。